

国頭村農産物加工施設整備計画策定業務公募型簡易プロポーザル実施要領

1 目的

本公募型簡易型プロポーザルは、国頭村農産物加工施設整備計画の策定にあたり、広く企画提案を募集し、総合的な見地から最も適切な者を選定することを目的に実施する。

2 業務概要

- (1) 業務名称 国頭村農産物加工施設整備計画策定業務
- (2) 業務内容 別紙「国頭村農産物加工施設整備計画策定業務仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和6年3月18日まで
- (4) 業務場所 国頭村内
- (5) 提案上限額 金 7,139,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ この金額は契約予定金額ではなく、提案上限額を示す。

3 参加資格

簡易型プロポーザルに参加を希望する者は、次の要件を満たしていること。

- (1) 沖縄県本島内に本社若しくは支店又は営業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、国頭村暴力団排除条例（平成23年条例第13号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- (5) 法人税の滞納がないこと。
- (6) 過去に国・県・市町村等が発注した同種又は類似業務を元請として完了した実績があること。

4 事務局

所在地 〒905-1495 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 121 番地

担当課 国頭村 農林水産課

電話 0980-41-2122（直通） FAX 0980-41-3084

E-mail kamizato@vill.kunigami.lg.jp

24 30 7 9

5 スケジュール

	内 容	期 日
1	企画提案資料及び質問票の受付開始	令和 5 年 12 月 12 日（火）
2	質問票受付期限	令和 5 年 12 月 18 日（月）
3	必要書類及び企画提案書類の提出期限	令和 5 年 12 月 27 日（水）
4	優先交渉権者の選定	令和 5 年 12 月 28 日（木）

5	受託者の決定及び契約締結	令和 6 年 1 月
---	--------------	------------

※本手続きは、令和 5 年度 12 月補正予算成立を前提とした予算成立前からの準備手続きであり、予算成立後に効力が生じる事業である。したがって、村議会において、補正予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、補正予算成立後においても、国庫支出金に係る手続きの関係上、受託者の決定及び契約を延期する場合がある。

6 提案書等の提出

(1) 提出方法

事務局まで持参とし、平日（土日、祝日を除く）の午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時を除く）の時間帯で受領します。

(2) 提出書類

- ア 企画提案書届（様式 1）
- イ 事業者概要（様式 2）
- ウ 業務実績調書（様式 3）
- エ 定款（写し可）
- オ 納税証明書（未納がないことを証明する書類）
- カ 直近 2 期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）
- キ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ク 業務工程表（任意様式）
- ケ 企画提案書（任意様式）
- コ 委託業務見積書（任意様式）
- サ ク及びケの電子データ（PDF 形式）

(3) 提出期限

令和 5 年 12 月 27 日（水）午後 4 時まで

(4) 資料の追加

提出期限以降における資料の追加、差替え及び再提出は原則として認めません。

7 提案書等に関する質問及び回答

- (1) 質問は、質問書（様式 4）により FAX 等にて事務局に送信してください。
- (2) 質問の受付期限は、令和 5 年 12 月 18 日（月）の午後 4 時までとします。
- (3) 回答は、取りまとめの上、令和 5 年 12 月 21 日（木）までに通知します。

8 プロポーザルの辞退

提案書等を提出した事業者で提案を辞退する場合は、速やかに意思表示すること。なお、辞退した場合でも、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けることはありません。

9 審査における評価基準

審査項目	評価基準	配点
業務実績・理解度	本業務を遂行する上で必要な実績を有しているか。また、目的及び内容を的確に把握・理解しているか。	10
企画提案内容	課題認識が適切にされ、具体的で効果的な調査方法が示されているか。	15
	地域の特性を理解し、実効性の高い実施方針が示されているか。	15
	事業化推進委員会について、実施体制、運営方針等が示され、効果的な支援が期待できるか。	15
	本業務の付加価値を高めるための独自亭愛が示されているか。	15
業務実施体制	本業務の実施に当たり、十分な経験、有効な資格、また、同種業務実績を有している者を配置し、適正な人員体制となっているか。	10
	業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容となっているか。	10
委託業者見積額	業務に対応する項目が分かりやすく明記されているか。また、積算根拠、コストは妥当か。	10
合 計		100

10 審査結果の通知及び公表

委託候補者及び委託候補次席者に選定された者については、選定通知書を送付します。選定結果については、委託候補者及び委託候補次席者を国頭村のホームページで公表します。

なお、審査結果についての異議の申し立ては受け付けません。

11 失格

次のいずれかに該当する場合には、失格となる場合があります。

- ① 提案書等が本要領の提出方法に適合しない場合
- ② 提案書等が本要領に示された条件に適合しない場合
- ③ 虚偽の内容が記入されている場合
- ④ その他、本要領に違反すると認められた場合

12 業務契約

国頭村は、提案書において最も優れた提案者と認められた委託候補者と契約交渉を行い

ます。ただし、委託候補者に事故等があり、契約交渉が不可能となった場合は、次席者を契約交渉の相手方とするものとします。

13 その他

- (1) 本簡易型プロポーザルの参加に係る費用は、全て参加者の負担とします。
- (2) 提出された提案書等は返却しません。
- (3) 提案書等は、審査を行う作業に必要な場合において複製を作成します。
- (4) 提案書等及びその複製は、審査以外は無断で使用しないものとします。ただし、選定された提案書等及びその複製については、村議会、住民説明会等へ配付及び国頭村ホームページで公表できることとします。